

## 議第117号

### 滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年6月6日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

#### 滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(滋賀県職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県職員等の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条中「武力攻撃災害等派遣手当」の右に「および新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第22条の4の次に次の1条を加える。

第22条の5 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条に規定する職員に対して、その職員が住所または居所を離れて滋賀県の区域に滞在することを要する場合に支給する。

2 第22条の3第2項の規定は、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当について準用する。

(滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和43年滋賀県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「武力攻撃災害等派遣手当」の右に「および新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

(滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成17年滋賀県条例第112号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「武力攻撃災害等派遣手当」の右に「および新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第29条を第30条とし、第22条から第28条までを1条ずつ繰り下げ、第21条の次に次の1条を加える。

第22条 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条に規定する職員に対して、その職員が住所または居所を離れて滋賀県の区域に滞在することを要する場合に支給する。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の滋賀県職員等の給与に関する条例、第2条の規定による改正後の滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例および第3条の規定による改正後の滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の規定は、平成25年4月13日から適用する。